

新見市民体育館使用料

使用区分			時間区分	午前 9 時～ 12 時	午後 13 時 ～ 17 時	夜間 18 時 ～ 21 時	全日 9 時～ 21 時
				円	円	円	円
競技場	専用使用	営利を目的として使用する場合及び入場料を徴収するもの	一般	22,000	30,000	30,000	80,000
			高校生以下	8,000	11,000	11,000	30,000
		その他一般使用で入場料を徴収しないもの	一般	2,200	3,000	3,000	8,000
			高校生以下	800	1,100	1,100	2,800
	部分使用	テニス・バレー・バスケット 1面につき	一般	1,100	1,500	1,500	4,000
			高校生以下	400	550	550	1,400
		バドミントン 1面につき	一般	400	500	500	1,400
			高校生以下	200	300	300	800
	格技場	専用使用	一般	700	1,000	1,500	3,200
			高校生以下	350	500	700	1,400
2分の1使用		一般	350	500	750	1,600	
		高校生以下	150	200	300	650	
卓球台 1台につき			一般	200	400	400	1,000
			高校生以下	100	150	150	400
トレーニング室			中学生以上	100	100	100	
			小学生以下	50	50	50	
シャワー室 時間使用区分ごとに			5人まで 300円 5人を超え1人増すごとに30円				
競技場用照明 1時間につき			全面全点灯 800円 全面半減点灯 400円 半面全点灯 400円 半面半減点灯 200円				
附属設備、備品等使用料（1回につき）							
品名		単位	使用料	品名		単位	使用料
放送設備		1式	400円	フロアシート		1枚	50円

長机	1脚	20円	ステージ	1式	400円
椅子	1脚	10円	コンセント	1個	50円

その他の付加使用料

- 1 会議室を使用する場合は、時間区分につき400円とする。
- 2 営利を目的として入場料を徴収する場合は、前記使用料の該当する額に最高入場料金等（税込み）の20人分に相当する額を加算する。
- 3 9時以前又は21時以降等に使用することとなる場合の使用料は、最も近い時間区分の使用料の2分の1に相当する額を1時間当たりの額とする。
- 4 本市の住民以外が「競技場」、「格技場」、「トレーニング室」、「卓球台」、「会議室」を使用する場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。